

災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

安中市長(以下「甲」という。)と安中警察署長(以下「乙」という。)とは、群馬県地域防災計画に基づき、災害発生時における緊急交通路確保のため、警察官の補助者として安中市交通指導員の運用について次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時に災害対策の基本となる緊急交通路を確保するため、交通指導員が現場の警察官に協力してその活動を行うための必要な手続きを定める。

(協力要請)

第2条 災害が発生し、安中警察署のみでは、緊急交通路の確保が困難であると乙が認めた場合には、甲に対し、交通指導員の協力を要請することができる。

(出動要請)

第3条 甲は、乙の要請を受けたときは、交通指導員に出動要請するものとする。

(業務の実施)

第4条 交通指導員は緊急交通路の確保業務を行うに当たっては、現場警察官の指示に従い警察官を補助するものとする。

(災害補償)

第5条 交通指導員が、公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)又は通勤による災害を受けた場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第20号)」を適用する。ただし、これに要した経費については、別途定める基準により群馬県が負担する。

(費用負担)

第6条 乙が甲に要請し出動した交通指導員にかかる経費(前条に定める経費を除く。)については、別途協議のうえ群馬県が負担する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が別途協議して定める。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年5月8日

甲 安 中 市 長 ①

乙 安中警察署長 ①